

議員派遣について

[本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、議決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

【参 考】

地方自治法（第100条）

- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

横浜市会会議規則（第117条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

議員派遣一覧表（案）

目 的	場 所	期 間	派遣議員
<p>福島第一原子力発電所の事故を受け、チェルノブイリ原子力発電所事故のその後の対応、現状を把握をするとともに、再生可能エネルギー、自然及び環境保全への取り組みなどの先進事例を視察する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェルノブイリ原子力発電所の跡地、被曝した村、避難者等の現状 ・ドイツの再生可能エネルギー事情、生物多様性保全、ビオトープ・ネットワーク等の取り組み 	<p>キエフ市、プリピャチ市、パルシェフ村、クボヴァテ村、コパチュ村 (ウクライナ)</p> <p>ハノーファー市、ボン市、フランクフルト市 (ドイツ)</p>	<p>平成24年4月8日から 平成24年4月16日まで</p>	<p>五十嵐 節馬 大山しょうじ 菅野 義矩 今野 典人 花上 喜代志</p>